

営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領

1 目的

農政部が発注する営繕工事の工期については、工期の設定に関する発注者の責務等を定めた品確法等の主旨を踏まえ、土曜日、日曜日、祝休日等を工事期間中の休業日として確保するなど適切な設定に努めているところですが、建設業界においては、担い手不足が懸念され、将来を担う技術者確保が重要な課題となり、入職しやすい環境づくりに向けた建設現場における「働き方改革」が求められているところです。

このことから、休日を確保できる環境整備を推進するため、営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行を、積算基準日が令和3年(2021年)3月1日以降の工事から実施し、週休2日による施工の実施方法等について定める。

2 対象工事

建築工事等価格積算要領を適用する工事を対象とする。ただし、災害復旧工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。

3 用語の定義

1) 週休2日

「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

2) 対象期間

「対象期間」とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

3) 現場閉所

「現場閉所」とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

4) 4週8休以上

「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 実施方法

- 1) 発注者は、土地改良事業等工期設定要領（平成29年12月14日付事調第823号）を踏まえた工期設定を行うものとする。
- 2) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前に週休2日の実施計画書^{※1}を作成し、工事監督員へ提出すること。
- 3) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間^{※2}や余裕ある工事期間は除く）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。

※1：実施計画書は別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。

※2：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合をいう。

5 実施確認

- 1) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告^{※3}すること。
- 2) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認^{※4}するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料による確認を行うこと。

※3：報告は、旬日毎に提出する工事旬報による。その提出は電子データまたは書面とする。ただし、工事旬報を電子データにより提出する場合には、別記様式1（※1）によることもできる。

※4：報告を受けた工事旬報または別記様式1（※1）による。

なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、工事旬報以外に日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。

6 積算方法

1) 補正方法

週休2日の対象工事について、週休2日に取り組むことを前提として当初積算から4週8休以上の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

補正方法については、（別添）「営繕工における週休2日の取得に関する費用の積算方法等の運用」によるものとする。

2) 積算及び変更方法

予定価格は、上記（1）に基づき労務費を補正し、工事費を積算して作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

7 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について

- 1) 入札公告及び入札説明書に「10 記載例」の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。
- 2) 特記仕様書に「10 記載例」を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。

8 実施の留意事項

- 1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えるものとするほか、天候等により休止、作業日を振り替えた場合においても現場閉所と認めるものとする。
- 2) 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、工事監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

- 3) 週休2日の履行確認については事務手続きの関係上、工事完成日の20日前^{※5}までに実施状況^{※6}（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。

また、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

- 4) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。
- 5) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。
- 6) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

※5：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。

※6：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1の実施欄によるものとする。

9 実施フロー

工事発注時
<ul style="list-style-type: none">・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。(10 記載例1)～2)参照)



試行工事契約締結後の施工計画書提出時
<ul style="list-style-type: none">・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(10 記載例3)参照)・受注者が週休2日による施工を希望しない場合は、施工協議簿にて工事監督員へ報告する。

※受注者が週休2日による施工を希望しない場合は減額変更を行う。



試行工事 実施(施工)中
<ul style="list-style-type: none">・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。・工事監督員は、「工期内における週休2日の履行(以下「履行」)が確認できた時点で、設計変更により労務費の補正を行う。ただし、工事期間中に「履行」が確認できなければならない。 ⇒工事の完成日の20日前までに、「履行」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒「履行」することができないこととなった場合にあっては、特に手続きを要しないが、必要に応じ工事監督員と協議するものとする。 ⇒受注者は、工事の完成日の20日前までに、「履行」が確認できない場合にあっては、その後の現場閉所予定を記入した「別記様式1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員による休日取得計画の妥当性の確認を受け「履行」の見込みが確認できる場合は、設計変更を行うものとする。 (ただし、受注者は「履行」確認のための提示資料を取りまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)

10 記載例

1) 入札公告記載例

1 入札に付する事項

(6) 「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事

この工事は、週休2日に取り組むことを前提とし、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に4週8休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である。なお、現場閉所率が4週8休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する試行対象工事である。

2) 特記仕様書記載例

○週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行についての特記仕様書

1 週休2日による施工

1) 本工事は、当初積算において「4週8休以上」の達成を前提とした補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じている。

また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する。

なお、受注者が工事着手前に週休2日の取り組みを希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

